

市報第 4 号

横浜市国民健康保険条例の一部改正についての専決処分  
報告

横浜市国民健康保険条例の一部改正については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定を適用し、平成23年 3 月31日市長において次のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成23年 5 月24日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する

。

平成23年 3 月31日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第30号

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「 380,000 円」を「 420,000 円」に改める。

第14条第 3 項中「 500,000 円」を「 510,000 円」に改める。

第16条の 3 第 3 項中「 130,000 円」を「 140,000 円」に改める。

第16条の 8 第 3 項中「 100,000 円」を「 120,000 円」に改める。

付則第36項を削り、付則第37項を付則第36項とする。

附 則

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第10条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。
- 3 新条例第14条第3項、第16条の3第3項及び第16条の8第3項の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 参 考

## 横浜市国民健康保険条例の一部改正要綱

国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、横浜市国民健康保険条例の一部を改正したが、その改正点は、次のとおりである。

- 1 出産育児一時金の支給額を42万円（改正前 38万円（平成21年10月1日から平成23年3月31日までには、42万円））としたこと（第10条第1項、付則第36項）。
- 2 保険料賦課額のうち基礎賦課額の限度額を51万円（改正前 50万円）とし、後期高齢者支援金等賦課額の限度額を14万円（改正前 13万円）とし、介護納付金賦課額の限度額を12万円（改正前 10万円）としたこと（第14条第3項、第16条の3第3項、第16条の8第3項）。
- 3 その他関係規定を整備したこと（付則第37項）。

## 横浜市国民健康保険条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}$ ）

（出産育児一時金）

第10条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として $\frac{420,000 \text{ 円}}{380,000 \text{ 円}}$ を支給する。

（第2項省略）

（保険料の基礎賦課額）

第14条 （第1項及び第2項省略）

- 3 第1項の基礎賦課額は、 $\frac{510,000 \text{ 円}}{500,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額）

第16条の3 （第1項及び第2項省略）

- 3 第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、 $\frac{140,000 \text{ 円}}{130,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

(介護納付金賦課額)

第16条の8 (第1項及び第2項省略)

- 3 第1項の介護納付金賦課額は、 $\frac{120,000 \text{ 円}}{100,000 \text{ 円}}$ を超えることができない。

付 則

(第1項から第35項まで省略)

---

(平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

---

- 36 被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に  
出産したときに支給する出産育児一時金についての第10条第1項  
の規定の適用については、同項中「380,000円」とあるのは、「42  
0,000円」とする。

(平成22年度以後の各年度における特例対象被保険者等に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

- $\frac{36}{37}$  (本文省略)

地方自治法(抜粋)

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しな

いときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。